



Customs Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ関税ニュースレター 2022年4月

お客様各位

タイ関税局は、2月に関税フリーゾーン(Customs Free Zone (“CFZ”))の新たな指針を定めた“Customs Notification No.22/2022”を公示しました。以下がその要旨となります。

関税フリーゾーンの新たな指針

商業用途の関税フリーゾーンにおいて、関税フリーゾーン創設者 (CFZ Establisher) と関税フリーゾーン使用者 (CFZ User) は、以下の新指針に従う必要があります。なお、関税フリーゾーン創設者とは、関税局の承認を得て自らフリーゾーンを設けた事業者をいい、関税フリーゾーン使用者とは、関税局および関税フリーゾーン創設者の許可を得てその関税フリーゾーン内で操業する事業者をいいます。

- **フリーゾーンエリア**：関税フリーゾーン創設者は、フリーゾーンエリアの設定にあたって所在地ごとに定められた最低限のスペースを確保しなければならない。
- **フリーゾーン事業**：関税フリーゾーン創設者の事業は、産業関連のもの、製品に価値を加えるもの、またはタイに便益のあるもの（例えばサービス、国際運送、販売、再梱包、ラベリングなど）でなければならない。
- **オフィスエリア**：関税チェックポイントの近く、かつ、少なくとも 40 m²以上で、事務機器、関税電子システム (TCES)、バーコードシステム・電子軽量システム、監視カメラなどの在庫受払管理システムを備えたオフィススペースを設けなければならない。
- **関税管理**：関税フリーゾーン創設者と関税フリーゾーン使用者は、以下の管理方法に従わなければならない。
 - **在庫管理システム**－電子通関手続きのための関税管理システムとして求められる最低限の要件を満たす在庫管理システムを有していること。
 - **関税管理システム**－(1)自動車、(2)酒類、たばこ、または関税リスクの高い物品、(3)汎用品の取扱品別に、それぞれ以下の要件を満たしていること。

	(1) 自動車	(2) 酒類、たばこ、または 関税リスクの高い物品	(3) 汎用品
監視カメラ 関税通達 No. 189/2021	<ul style="list-style-type: none"> 過去 60 日間の映像を保存・再生できること 	<ul style="list-style-type: none"> 過去 60 日間の映像を保存・再生できること 	<ul style="list-style-type: none"> 過去 60 日間の映像を保存・再生できること
画像（静止画）	<ul style="list-style-type: none"> 7 日ごとに撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 14 日ごとに撮影 	<ul style="list-style-type: none"> 30 日ごとに撮影
物品管理システム	<ul style="list-style-type: none"> 物品の所在をリアルタイムで把握できるシステム 	<ul style="list-style-type: none"> 物品の所在をリアルタイムで把握できるシステム RFID の自動認識技術またはそれに準じた技術によってパッケージが追跡可能であること 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入データ及び物品の所在を追跡できるシステム

上記の商業用途の関税フリーゾーンにおける新指針の適用関係は、以下の通りとなります。

- **新規の関税フリーゾーン創設者または使用者**（2022 年 2 月 14 日時点で事業を展開していない事業者）
 - 2022 年 2 月 14 日以降、新指針に従う必要がある。
- **既存の関税フリーゾーン創設者または使用者**（2022 年 2 月 14 日以前に事業を展開している事業者）
 - 2022 年 10 月 1 日までに新指針に従う必要がある。

KPMG のコメント

これから関税フリーゾーンの創設や関税フリーゾーン内での操業を予定されるお客様は、上記の新指針が適用されますので、ご注意ください。また、既存の関税フリーゾーン創設者または使用者にも新指針が適用され、遅くとも 10 月 1 日までに新指針が求める要件を充足する必要があります。

ご不明点等ございましたら、以下の担当者までご連絡ください。

KPMG 関税責任者

Malika Bhumivarn
パートナー
Custom & Trade
E: malika@kpmg.co.th



関税の専門家として 20 年以上の経験を有する。これまで多くの企業に対して、関税プランニング、コンプライアンス、関税評価、タリフ分類、関税還付申請、関税調査対応、関税恩典の取得などを支援している。

Sophon Dulyarassamee
アソシエイトディレクター
Custom & Trade
E: sophon@kpmg.co.th



関税の専門家として 11 年以上の経験を有する。タイ国内だけでなく、ASEAN 地域における関税プランニング、コンプライアンス業務などを提供している。

KPMG 税務・法務 日本人担当者



柴田 智以
パートナー
E: tshibata1@kpmg.co.th



伊藤 進
ディレクター
E: sito1@kpmg.co.th



金澤 学
アソシエイトディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニューズレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

home.kpmg/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Bringing the future into focus

home.kpmg/th